

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第110期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社宮崎太陽銀行

【英訳名】 The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 宮田 穂 積

【本店の所在の場所】 宮崎市広島2丁目1番31号

【電話番号】 (代表)(0985)24-2111

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 鳥原 浩 二

【最寄りの連絡場所】 宮崎市広島2丁目1番31号

【電話番号】 (代表)(0985)24-2111

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 鳥原 浩 二

【縦覧に供する場所】 株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店
(鹿児島市加治屋町14番8号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度
		第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 累計期間	第3四半期連結 会計期間	第3四半期連結 会計期間	平成21年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	(自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	(自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	11,883	11,650	3,915	3,754	15,712
経常利益(は経常損失)	百万円	2,114	1,827	1,732	270	6,854
四半期純利益 (は四半期純損失)	百万円	2,304	1,328	1,427	321	
当期純利益 (は当期純損失)	百万円					8,317
純資産額	百万円			15,141	26,457	25,878
総資産額	百万円			553,192	581,451	573,570
1株当たり純資産額	円			276.99	241.59	234.13
1株当たり四半期純利益 金額(は1株当たり四 半期純損失金額)	円	43.34	23.00	26.84	6.05	
1株当たり当期 純利益金額(は1株当 たり当期純損失金額)	円					156.46
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円		11.37		2.75	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					
自己資本比率	%			2.66	4.46	4.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,350	6,021			740
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	570	12,304			7,692
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	138	375			12,860
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円			13,447	10,055	16,714
従業員数	人			726	704	725

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、平成21年度第3四半期連結累計期間及び平成21年度第3四半期連結会計期間は四半期純損失が計上されており、また、潜在株式がないため、平成21年度は当期純損失が計上されているため記載しておりません。

- 4 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「 損益計算書」にもとづいて掲出しております。
- なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	704 [170]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託、契約社員及び臨時従業員189人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	673 [152]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託、契約社員及び臨時従業員171人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載された事業等のリスクに関して重要な変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

・業績

(経営成績)

経常収益

経常収益は、資金運用収益の減収を主因に、前年同四半期連結会計期間比1億60百万円(4.1%)減収の37億54百万円となりました。

経常費用

資金調達費用の減少に加え、貸倒引当金繰入等のその他経常費用が前年同四半期連結会計期間比21億14百万円(82.9%)減少したことを主因に、経常費用は前年同四半期連結会計期間比21億64百万円(38.3%)減少して、34億84百万円となりました。

経常利益、四半期純利益

上記の結果、当第3四半期連結会計期間では2億70百万円の経常利益となりました。

経常利益に伴い、第3四半期純利益は3億21百万円となりました。

(財政状態)

預金

公金預金は減少したものの、個人預金の増加を主因に、預金は前連結会計年度末比63億円(1.2%)増の5,433億円となりました。

貸出金

貸出金は、個人向け貸出の増加に加え、事業性貸出も増加したことで、前連結会計年度末比94億円(2.4%)増の4,020億円となりました。

有価証券

有価証券は、国債や社債等の債券運用の増加を主因に、前連結会計年度末比131億円(12.7%)増の1,160億円となりました。

・セグメントの状況

銀行業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、32億24百万円となりました。一方、経常費用は29億97百万円となりました。この結果、経常利益は2億27百万円となりました。

リース・保証等事業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、5億84百万円となりました。一方、経常費用は5億36百万円となりました。この結果、経常利益は47百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物の当第3四半期末残高は、当第3四半期連結会計期間中2億27百万円増加し、100億55百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金が増加したものの、預金の増加やコールローン等の取崩しを主因に36億77百万円の収入超となりました。これを前年同四半期連結会計期間と比較しますと23億82百万円の収入増となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入があったものの、有価証券の取得による支出がそれを上回ったことを主因に32億10百万円の支出超となりました。これを前年同四半期連結会計期間と比較しますと43億17百万円の支出増となります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払額による支出を主因に2億39百万円の支払超となりました。これを前年同四半期連結会計期間と比較しますと2億37百万円の支出増となります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結会計期間業務収支は全体で27億66百万円となりました。その内訳は資金運用収支が25億68百万円、役務取引等収支が1億27百万円、その他業務収支が70百万円となっております。

このうち主となる資金運用収支では、貸出金利息を中心とする資金運用収益は27億77百万円(うち国内業務部門27億54百万円)、預金利息を中心とする資金運用調達費用は2億9百万円(うち国内業務部門2億5百万円)となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	2,572	32		2,604
	当第3四半期連結会計期間	2,549	18		2,568
うち資金運用収益	前第3四半期連結会計期間	2,903	40	25	2,918
	当第3四半期連結会計期間	2,754	27	4	2,777
うち資金調達費用	前第3四半期連結会計期間	330	8	25	313
	当第3四半期連結会計期間	205	9	4	209
役務取引等収支	前第3四半期連結会計期間	213	0		213
	当第3四半期連結会計期間	127	0		127
うち役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	428	1		429
	当第3四半期連結会計期間	395	1		396
うち役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	215	0		215
	当第3四半期連結会計期間	267	0		268
その他業務収支	前第3四半期連結会計期間	88	1		89
	当第3四半期連結会計期間	64	5		70
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	538	1		539
	当第3四半期連結会計期間	554	5		560
うちその他業務費用	前第3四半期連結会計期間	449			449
	当第3四半期連結会計期間	489			489

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行及び子会社の円建取引であります。

3 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。

4 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結会計期間の役務取引等収益は国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務を中心に3億96百万円となりました。

一方役務取引等費用は保証業務を中心に2億68百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	428	1		429
	当第3四半期連結会計期間	395	1		396
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結会計期間	241			241
	当第3四半期連結会計期間	213			213
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	164	1		165
	当第3四半期連結会計期間	159	1		160
うち証券関連業務	前第3四半期連結会計期間	4			4
	当第3四半期連結会計期間	4			4
うち代理業務	前第3四半期連結会計期間	4			4
	当第3四半期連結会計期間	4			4
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結会計期間	8			8
	当第3四半期連結会計期間	8			8
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	5			5
	当第3四半期連結会計期間	6			6
役務取引等費用	前第3四半期連結会計期間	215	0		215
	当第3四半期連結会計期間	267	0		268
うち為替業務	前第3四半期連結会計期間	35	0		35
	当第3四半期連結会計期間	34	0		35
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	147			147
	当第3四半期連結会計期間	201			201

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	527,871	114		527,985
	当第3四半期連結会計期間	542,695	611		543,306
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	229,436			229,436
	当第3四半期連結会計期間	241,390			241,390
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	296,968			296,968
	当第3四半期連結会計期間	299,745			299,745
うちその他	前第3四半期連結会計期間	1,465	114		1,580
	当第3四半期連結会計期間	1,559	611		2,170
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間				
	当第3四半期連結会計期間				
総合計	前第3四半期連結会計期間	527,871	114		527,985
	当第3四半期連結会計期間	542,695	611		543,306

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

- 2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。
- 3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。
- 4 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
- 5 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	389,643	100.00	402,055	100.00
製造業	20,497	5.26	20,366	5.07
農業, 林業	3,304	0.85	3,220	0.80
漁業	1,565	0.40	1,704	0.42
鉱業, 採石業, 砂利採取業	435	0.11	309	0.08
建設業	16,260	4.17	17,425	4.33
電気・ガス・熱供給・水道業	1,340	0.34	1,264	0.31
情報通信業	1,861	0.48	2,089	0.52
運輸業, 郵便業	9,063	2.33	8,519	2.12
卸売業, 小売業	36,459	9.36	37,088	9.22
金融業, 保険業	17,693	4.54	19,071	4.74
不動産業, 物品賃貸業	58,289	14.96	63,005	15.67
各種サービス業	72,970	18.73	71,677	17.83
地方公共団体	39,916	10.24	48,083	11.96
その他	109,983	28.23	108,229	26.93
国際業務部門及び特別国際金融取引 勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	389,643		402,055	

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	210,000,000
優先株式	210,000,000
計	210,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,424,449	同左	福岡証券取引所	(注)2
A種優先株式(注)1	26,000,000	同左	非上場	(注)3、4
計	79,424,449	同左		

(注) 1 A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、1,000株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) A種優先株式は、取得価額が株価の変動による取得価額の変動により修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

修正基準

取得価額の修正は、取得請求期間において別途定める一定の期間の終値の平均値に相当する金額に修正されますが、下限取得価額(発行決議日からの5連続取引日における終値の平均値の50%に相当する金額)を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とされます。なお、別途定める調整事由が生じた場合は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。別途定める調整事由については、下記(注)4の(8) 取得価額の調整に記載のとおりであります。

修正頻度

修正価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1ヵ月1回の頻度で行います。

(3) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

(4) 当行の株券の売買に関する事項について、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取り決めはありません。

4 単元株式数は、1,000株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款第36条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当率(以下、「A種優先配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第10項に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{初年度A種優先配当金} \div \text{A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)}$$

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。)に1.05%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である1を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

$$\text{A種優先配当率} = \text{日本円TIBOR(12ヶ月物)} + 1.05\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下、「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下、「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成22年10月1日から平成37年3月31日まで(以下、「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記「ないし」に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、証券会員制法人福岡証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下、「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記「ないし」に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下、「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記「ないし」に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記「ないし」に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記「ないし」による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

()取得価額調整式に使用する時価(下記ハ. に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本「ないし」において同じ。)その他の証券(以下、「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下、「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二. に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

()当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- ()取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。
- ()株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ.()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額((10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社 本店

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下、「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下、「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)	第3四半期会計期間 (平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付 社債券等の数(個)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る 交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る 平均行使価額等(円)		
当該四半期会計期間の権利行使に係る 資金調達額(百万円)		
当該四半期会計期間の末日における権 利行使された当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該四半期会計期間の末日における当 該行使価額修正条項付新株予約権付社 債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該四半期会計期間の末日における当 該行使価額修正条項付新株予約権付社 債券等に係る累計の平均行使価額等 (円)		
当該四半期会計期間の末日における当 該行使価額修正条項付新株予約権付社 債券等に係る累計の資金調達額(百万 円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日		79,424		12,252,897		10,844,755

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 26,000,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 274,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,506,000	52,506	
単元未満株式	普通株式 644,449		一単元(1,000株)未満の株式(注) 2
発行済株式総数	79,424,449		
総株主の議決権		52,506	

(注) 1 A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式等の状況 発行済株式」に記載しております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式959株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	274,000		274,000	0.34
計		274,000		274,000	0.34

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	238	250	242	240	260	255	231	228	220
最低(円)	221	213	219	227	234	230	210	187	185

(注) 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	11,063	17,084
コールローン	34,100	42,000
買入金銭債権	420	591
商品有価証券	-	0
有価証券	116,059	102,984
貸出金	¹ 402,055	¹ 392,633
リース債権及びリース投資資産	4,096	4,178
その他資産	2,511	2,545
有形固定資産	² 14,241	² 14,484
無形固定資産	364	417
繰延税金資産	4,934	4,961
支払承諾見返	966	1,233
貸倒引当金	9,364	9,544
資産の部合計	581,451	573,570
負債の部		
預金	543,306	537,097
借入金	1,363	1,265
外国為替	0	1
社債	1,000	1,000
その他負債	4,485	3,265
退職給付引当金	1,838	1,794
役員退職慰労引当金	290	322
睡眠預金払戻損失引当金	240	223
偶発損失引当金	78	66
再評価に係る繰延税金負債	1,423	1,423
支払承諾	966	1,233
負債の部合計	554,993	547,692
純資産の部		
資本金	12,252	12,252
資本剰余金	10,844	10,844
利益剰余金	2,388	1,431
自己株式	117	114
株主資本合計	25,369	24,414
その他有価証券評価差額金	952	497
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,528	1,528
評価・換算差額等合計	575	1,030
少数株主持分	512	433
純資産の部合計	26,457	25,878
負債及び純資産の部合計	581,451	573,570

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	11,883	11,650
資金運用収益	8,702	8,370
(うち貸出金利息)	7,736	7,415
(うち有価証券利息配当金)	927	913
役務取引等収益	1,359	1,299
その他業務収益	1,651	1,848
その他経常収益	170	131
経常費用	13,997	9,822
資金調達費用	1,018	692
(うち預金利息)	954	634
役務取引等費用	793	824
その他業務費用	1,465	1,507
営業経費	6,465	6,269
その他経常費用	4,254	529
経常利益又は経常損失()	2,114	1,827
特別利益	3	11
固定資産処分益	0	-
償却債権取立益	0	11
偶発損失引当金戻入益	2	-
特別損失	9	16
固定資産処分損	9	0
減損損失	-	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	10
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	2,120	1,822
法人税等	127	415
少数株主損益調整前四半期純利益		1,407
少数株主利益	57	78
四半期純利益又は四半期純損失()	2,304	1,328

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	2,120	1,822
減価償却費	463	436
減損損失	-	5
のれん償却額	0	0
貸倒引当金の増減()	1,217	180
退職給付引当金の増減額(は減少)	70	34
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	30	32
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	44	17
偶発損失引当金の増減額(は減少)	2	12
資金運用収益	8,702	8,370
資金調達費用	1,018	692
有価証券関係損益()	474	230
為替差損益(は益)	4	19
固定資産処分損益(は益)	8	0
貸出金の純増()減	5,545	9,421
預金の純増減()	12,394	6,888
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	7	97
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	134	640
コールローン等の純増()減	21,826	8,072
外国為替(負債)の純増減()	0	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	48	82
資金運用による収入	8,653	8,356
資金調達による支出	1,259	920
その他	67	637
小計	3,536	6,063
法人税等の支払額	186	112
法人税等の還付額	-	70
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,350	6,021
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	39,416	40,917
有価証券の売却による収入	19,134	13,619
有価証券の償還による収入	19,963	15,141
有形固定資産の取得による支出	202	90
有形固定資産の除却による支出	2	0
無形固定資産の取得による支出	63	56
有形固定資産の売却による収入	15	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	570	12,304

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	132	371
少数株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	5	2
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	138	375
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,641	6,658
現金及び現金同等物の期首残高	10,806	16,714
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,447	10,055

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は0百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は10百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は11百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示していません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間末の予想損失率に合理的な見直しを行った結果を適用して計上しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、中間連結会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックスプランニングに、当該中間連結会計期間末以降に生じた経営環境、または一時差異の発生状況の変化の影響を加味した結果を適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 税金費用の処理	<p>当行及び連結子会社の税金費用は、当第3四半期連結累計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。ただし当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。</p> <p>なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																
<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="193 353 730 495"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>761百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>15,787百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,014百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 6,971百万円</p>	破綻先債権額	761百万円	延滞債権額	15,787百万円	3ヵ月以上延滞債権額	百万円	貸出条件緩和債権額	2,014百万円	<p>1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="820 353 1358 495"> <tr> <td>破綻先債権額</td> <td>1,153百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td>15,736百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>2,082百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 6,709百万円</p>	破綻先債権額	1,153百万円	延滞債権額	15,736百万円	3ヵ月以上延滞債権額	43百万円	貸出条件緩和債権額	2,082百万円
破綻先債権額	761百万円																
延滞債権額	15,787百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	百万円																
貸出条件緩和債権額	2,014百万円																
破綻先債権額	1,153百万円																
延滞債権額	15,736百万円																
3ヵ月以上延滞債権額	43百万円																
貸出条件緩和債権額	2,082百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,543百万円及び株式等償却581百万円を含んでおります。	その他経常費用には、貸倒引当金繰入額399百万円を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成21年12月31日現在	平成22年12月31日現在
現金預け金勘定 14,026	現金預け金勘定 11,063
預け金(日銀預け金を除く) 579	預け金(日銀預け金を除く) 1,007
現金及び現金同等物 13,447	現金及び現金同等物 10,055

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当第3四半期連結会計期間末株式数
発行済株式		
普通株式		53,424
A種優先株式		26,000
合計		79,424
自己株式		
普通株式		282
合計		282

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	132	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
	A種優先株式	0	0.023	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	132	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金
	A種優先株式	106	4.08	平成22年9月30日	平成22年12月3日	利益剰余金

基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項ありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業・ 保証等事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	10,280	1,592	10	11,883		11,883
(2) セグメント間の内部 経常収益	75	142	142	360	(360)	
計	10,355	1,735	153	12,244	(360)	11,883
経常利益 (は経常損失)	2,234	99	13	2,121	7	2,114

(注) 1 連結会社について、事業活動の関連性等を考慮して区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業の区分

- (1) 銀行業 銀行業務
- (2) リース業・保証等事業 リース業務・信用保証業務等
- (3) その他の事業 銀行事務代行業務・ベンチャーキャピタル業務

【所在地別セグメント情報】

在外子会社及び在外支店がありませんので、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を事業活動として展開しており、「銀行業」、「リース・保証等事業」を報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
	銀行業	リース・保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	10,040	1,601	11,641	8	11,650		11,650
セグメント間の内部経常収益	70	115	186	143	329	(329)	
計	10,111	1,716	11,827	152	11,980	(329)	11,650
セグメント利益	1,689	138	1,828	7	1,835	7	1,827

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、銀行事務代行業務及びベンチャーキャピタル業務を含んでおります。

3 セグメント利益の調整額 7百万円は、セグメント間の内部経常収益 329百万円及び内部経常費用 321百万円の消去であります。

4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結累計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の計上はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結累計期間において、のれんの金額の重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第3四半期連結累計期間において、負ののれん発生益はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	11,063	11,063	
コールローン及び買入手形	34,100	34,110	
有価証券			
満期保有目的の債券	9,070	8,479	591
その他有価証券	105,437	105,437	
貸出金	402,055		
貸倒引当金(*1)	9,320		
	392,734	403,095	10,360
預金	543,304	544,635	1,331

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

1 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

2 コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(3ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当四半期連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって四半期連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって四半期連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は479百万円増加、「繰延税金資産」は193百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は286百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金債権ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期連結会計期間末における四半期連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

5 預金

要求払預金については、四半期連結会計期間末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

- 1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。
- 2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債			
短期社債			
社債	2,338	2,341	3
その他	6,732	6,137	595
合計	9,070	8,479	591

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	12,617	10,865	1,752
債券	83,446	84,449	1,002
国債	38,834	39,337	502
地方債	7,553	7,591	38
短期社債			
社債	37,058	37,520	461
その他	11,441	10,543	897
合計	107,505	105,857	1,647

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

該当事項ありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものはありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項ありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日現在)

該当事項ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	241.59	234.13

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期 純損失金額)	円	43.34	23.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円		11.37

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額			
四半期純利益(は四 半期純損失)	百万円	2,304	1,328
普通株主に帰属しない 金額	百万円		106
うち中間優先配当額	百万円		106
普通株式に係る四半期 純利益(は四半期純 損失)	百万円	2,304	1,222
普通株式の 期中平均株式数	千株	53,164	53,146
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円		106
うち優先株式に係る 金額	百万円		106
普通株式増加数	千株		63,725
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額 の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年 度末から重要な変動が あったものの概要			

2 なお、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失が計上されており、また、潜在株式がないので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

2 【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	3,915	3,754
資金運用収益	2,918	2,777
(うち貸出金利息)	2,589	2,451
(うち有価証券利息配当金)	317	311
役務取引等収益	429	396
その他業務収益	539	560
その他経常収益	28	20
経常費用	5,648	3,484
資金調達費用	313	209
(うち預金利息)	292	189
役務取引等費用	215	268
その他業務費用	449	489
営業経費	2,120	2,080
その他経常費用	1,254	1,435
経常利益又は経常損失()	1,732	270
特別利益	0	1
特別損失	1	0
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	1,733	271
法人税等	230	278
少数株主損益調整前四半期純利益		350
少数株主利益	3	28
四半期純利益又は四半期純損失()	1,427	321

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,979百万円及び株式等償却527百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額395百万円を含んでおります。
2 法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。	2 法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

セグメント情報等

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業・ 保証等事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,407	504	3	3,915		3,915
(2) セグメント間の内部 経常収益	24	39	41	105	(105)	
計	3,431	544	45	4,021	(105)	3,915
経常利益 (は経常損失)	1,742	4	3	1,735	2	1,732

(注) 1 連結会社について、事業活動の関連性等を考慮して区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 事業の区分

- (1) 銀行業 銀行業務
(2) リース業・保証等事業 リース業務・信用保証業務等
(3) その他の事業 銀行事務代行業務・ベンチャーキャピタル業務

(所在地別セグメント情報)

在外子会社及び在外支店がありませんので、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(国際業務経常収益)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(セグメント情報)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース・ 保証等 事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	3,202	549	3,752	2	3,754		3,754
セグメント間の内部経常収益	22	34	56	39	96	(96)	
計	3,224	584	3,808	42	3,851	(96)	3,754
セグメント利益	227	47	275	4	279	8	270

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、銀行事務代行業務及びベンチャーキャピタル業務を含んでおります。

3 セグメント利益の調整額 8百万円は、セグメント間の内部経常収益 96百万円及び内部経常費用 87百万円の消去であります。

4 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第3四半期連結会計期間において、固定資産に係る減損損失の計上はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第3四半期連結会計期間において、のれんの金額の重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第3四半期連結会計期間において、負ののれん発生益はありません。

1 株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期 純損失金額)	円	26.84	6.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円		2.75

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額			
四半期純利益(は四 半期純損失)	百万円	1,427	321
普通株主に帰属しない 金額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式に係る四半期 純利益(は四半期純 損失)	百万円	1,427	321
普通株式の 期中平均株式数	千株	53,158	53,143
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円		
うち優先株式に係る 金額	百万円		
普通株式増加数	千株		63,725
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額 の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年 度末から重要な変動が あったものの概要			

2 なお、前第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失が計上されており、また、潜在株式がないので、記載しておりません。

(2) その他

中間配当

第110期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月12日開催の取締役会において、次の通り決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
普通株式	132	2.50
優先株式	106	4.08

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社宮崎太陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 納 憲 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社宮崎太陽銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 納 憲 治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。